

教 職 第 1 8 9 6 号
令和4年（2022年）12月16日

各市町村教育委員会教育長 様

北海道教育庁教職員局教職員課働き方改革担当課長
北海道教育庁教職員局福利課長

年末年始における感染拡大防止に向けた取組などについて（通知）

このことについて、別添写しのとおり、各道立学校長あて通知しましたので、お知らせします。

〔 教職員局教職員課サービス制度係
教職員局福利課健康管理係 〕



教 職 第 1 8 9 6 号
令和4年（2022年）12月16日

各道立学校長 様

教 育 部 長

年末年始における感染拡大防止に向けた取組などについて（通知）

12月15日に開催された北海道新型コロナウイルス感染症対策本部第136回本部会議では、年末年始を迎え、人との接触機会が増えることから、道民の皆様や事業者の方々に対し、別添「年末年始における感染拡大防止に向けて」を発出し、呼びかけていくこととされました。

つきましては、各学校におかれましては、別紙「職員の感染防止・拡大防止対策」及び「年末年始における感染拡大防止に向けて」を所属職員に周知するとともに、年末年始においても、職員一人一人が感染防止対策に心がけ、特に忘年会や新年会、成人式等の行事により普段合わない方と会う際など、感染リスクが高まる場面においては、より一層、感染防止行動の実践を徹底するよう、併せて周知願います。

総務政策局総務課人事係
教職員局教職員課サービス制度係
教職員局福利課健康管理係

職員の感染防止・拡大防止対策

1 職員の健康管理

- ・ 「三つの「密」（密閉、密集、密接）」の回避や「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗いなどの手指消毒」をはじめとした基本的な感染防止対策を徹底すること。
- ・ 令和3年4月19日付け教福第71号通知により健康観察シートや健康観察アプリ等を活用し、毎朝体温チェックを行うなど体調管理を徹底すること。
- ・ 発熱など風邪の症状が見られたときはもとより、体調に変化が見られたときは、出勤を控えるなど、症状に応じた適切な対応をとること。
- ・ 重症化リスクの高い職員（高齢な職員や基礎疾患を有する職員等）は、慎重な行動を徹底すること。
- ・ 北海道新型コロナウイルス感染症対策本部において、道民に対し要請している感染拡大防止対策の取組を遵守すること。

2 職場での感染防止対策

- ・ 職員机間や会議用テーブルにアクリル板等による仕切りを設置すること。
- ・ 機械換気設備がない場合、体調管理に留意した定期的な換気を実施すること。
- ・ 電話、パソコンなど、職員が触れることがある物品・機器等については、複数人での共用をできる限り回避し、こまめに消毒すること。
- ・ 職場内における打合せなどは、できる限り少人数で短時間とすること。
- ・ 職員や同居する家族等に感染が疑われPCR検査を受検する際は、職場やトイレなど共有箇所を速やかに消毒すること。
- ・ 濃厚接触者として想定される職員を確認の上、出勤抑制すること。
- ・ 昼食は、会話を慎み、食事等が終わったら、直ちにマスクを着用すること。
- ・ 「うがい・歯磨き」をする際は、飛沫感染防止を徹底すること。

年末年始における感染拡大防止に向けて

令和4年12月15日 北海道

高い感染レベルが続く中、年末年始には人との接触機会が増えることから、医療のひっ迫を回避し社会経済活動をできる限り維持していくよう、この時期に感染リスクが高まる場面における行動について、道民の皆様や事業者の方々に呼びかけを行う。

道民の皆様にお願ひする3つの場面と5つの行動

帰省・旅行等の移動	①年末年始は混雑する場所が多くなることから基本的な感染対策を再徹底（三密回避、手洗い等の手指衛生、適切なマスクの着脱等） ②帰省前及び帰省先から戻った際の検査	屋内等では、室内温度に留意し十分な換気を実施
飲食	③大声や長時間の回避、会話する際のマスク着用	
普段会わない高齢者等と会う	④高齢者や基礎疾患のある方、そうした方々と会う方の双方が基本的な感染対策を再徹底 ⑤高齢者や基礎疾患のある方と接する場合の事前検査	
ワクチン接種	▶オミクロン株対応ワクチンの速やかな接種を検討（接種できる時期が来ている方はできるだけ年内の接種を検討）	
日頃からの備え	▶体温計、解熱剤、食料品、日用品、検査キットの準備 ▶発熱等の症状が出た場合、自己検査の実施、北海道陽性者登録センター等の活用	

道における取組等

【病床の確保】

- 最大確保病床の維持・確保
- 入院患者数の推移に応じた適切なフェーズの運用

【季節性インフルエンザとの同時流行に備えた外来医療提供体制の整備】

- 地域の医療機関の実情に即した診療体制や「北海道陽性者登録センター」、「北海道陽性者健康サポートセンター」及び「北海道健康相談センター」における必要な体制の維持・確保
- 経口治療薬(ゾコーバ)の供給体制の確保

【ワクチン接種の促進】

- オミクロン株対応ワクチンを年内に希望する方全員が接種いただけるよう集中的広報の展開
- 1月以降も北海道ワクチン接種センターの設置を継続し、市町村の体制構築と併せ、広く接種機会を確保

【検査体制の確保等】

- 主要な交通拠点における検査体制の確保や効果的な広報の展開
- 高齢者施設等における頻回検査の実施
- ゲノム解析によるBQ.1系統等の動向を監視

【観光事業者や観光客への感染防止対策の働きかけ】

- 宿泊施設への感染防止対策の再点検の依頼
- 訪日外国人観光客を含めた来道者への呼びかけ

道民の皆様、事業者の方々へのお願い

道民 道内に滞在される方	<ul style="list-style-type: none">○年末年始は混雑する場所が多くなることから基本的な感染対策を再徹底(三密回避、手洗い等の手指衛生、適切なマスクの着脱等)○帰省前及び帰省先から戻った際の検査○他の都府県への移動に際しては、基本的な対策を徹底し、移動先での感染リスクの高い行動を控える○救急外来及び救急車の利用は、必要な場合に限る○普段と異なる症状がある場合には、外出、出勤、登校・登園等を控えることを徹底○飲食では、大声や長時間の回避、会話する際のマスク着用○飲食の際は、北海道飲食店感染防止対策認証店等を利用し、飲食店等の感染防止対策に協力○高齢者や基礎疾患のある方、そうした方々と会う方の双方が基本的な感染対策を再徹底○高齢者や基礎疾患のある方と接する場合の事前検査○感染を疑う症状のない場合であって、感染に不安を感じる場合は、ワクチン接種の有無にかかわらず、検査を受ける<ul style="list-style-type: none">・感染を疑う症状のある場合であって、診察の希望のある方、65歳以上の方、基礎疾患のある方、妊娠している方などは、かかりつけ医に連絡。かかりつけ医がいない場合は「北海道新型コロナウイルス感染症健康相談センター」に連絡・感染を疑う症状のある場合であって、65歳未満で症状が軽く、自己検査を希望する方などは、「北海道陽性者登録センター」に連絡し、自己検査を実施○オミクロン株対応ワクチンの速やかな接種を検討(接種できる時期が来た際には、年内の接種を検討)○小児ワクチン等の接種を検討○体温計、解熱剤、食料品、日用品、検査キットの準備○屋内等では、室内温度に留意し十分な換気を実施
高齢者施設等	<ul style="list-style-type: none">○高齢者等と面会する際は、オンライン面会を実施するなど「介護現場における感染対策の手引き」等に基づく対応を徹底するとともに、保健所をはじめ道・市町村の関係部局と連携し、感染管理や医療に関する支援体制をより一層確保○感染状況に応じ職員の頻回検査を行うとともに、体調管理を徹底し、体調が悪い場合には休暇を取得できる環境を確保○感染の発生に備えた研修を実施するとともに、希望する職員のワクチン接種等が進むよう配慮
学校	<ul style="list-style-type: none">○衛生管理マニュアルに基づき、学校教育活動等における感染防止対策を徹底し、それでもなお感染リスクが高い活動は、実施を慎重に検討○宿泊を伴う教育活動は、感染防止対策を徹底するほか、保護者の意向や旅行先の受入の可否を確認した上で実施○部活動は、健康状態の多重チェックなどの感染防止対策を徹底。また、対外試合等は、各団体等のガイドラインに基づき、移動・更衣等の場面も含め対策を徹底○感染状況に応じた教職員の頻回検査等を行うとともに、希望する教職員のワクチン接種等が進むよう配慮○大学、専門学校等では、感染防止と面接授業・オンライン授業の効果的実施等による学習機会の確保の両立に向けて適切に対応。また、校外活動等に係る感染防止対策や学生等への注意喚起を徹底

保育所等	<ul style="list-style-type: none"> ○保育所における感染症対策ガイドライン等に基づき、基本的対策を徹底するとともに、発熱等の症状がある児童の登園自粛等を徹底 ○感染状況に応じ職員の頻回検査を行うとともに、体調管理を徹底し、体調が悪い場合には休暇を取得できる環境を確保 ○感染の発生に備えた研修を実施するとともに、希望する職員のワクチン接種等が進むよう配慮
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ○事業継続計画(BCP)の策定、点検など、事業継続に支障が起きないための必要な取組を実施 <ul style="list-style-type: none"> ・テレワーク(在宅勤務)等の推進 ・濃厚接触者でない接触者に対する出勤停止を要請しないことを周知 ・一時的に業務が実施できない場合があることやその時の対応について、事前に、住民や取引先や顧客等に示す ○業種別ガイドラインの遵守 ○人が集まる場所での適切な換気や入場者の整理など感染対策を徹底 ○飲食店において十分な換気や、座席の間隔の確保又はパーティションの設置等を行うこと ○道の事業展開を通じた事業者と利用者双方による感染拡大防止の取組の普及・定着 ○希望する職員のワクチン接種等が進むよう配慮 ○職場等において療養開始時に検査証明を求めないことの周知
飲食店等	<ul style="list-style-type: none"> ○感染防止対策チェックリスト項目を遵守 ○北海道飲食店感染防止対策認証制度(第三者認証制度)の認証の取得

イベントの開催

感染防止安全計画	人数上限	収容率	
策定なし	5,000人又は 収容定員50%以内の いずれか大きい方	大声なし	100%以内 (席がない場合は適切な間隔)
		大声あり	50%以内 (席がない場合は十分な間隔)
策定あり	収容定員まで	100%以内(大声なしが前提)	

※人数上限は、人数上限と収容率でどちらか小さい方を限度(両方の条件を満たすことが必要)

※大声とは、「観客等が通常よりも大きな声量で反復・継続的に声を発すること」で、これを積極的に推奨する又は必要な対策を十分に施さないイベントが大声ありに該当

※同一イベントにおいて、「大声あり」、「大声なし」のエリアを明確に区分して開催する場合の収容率の上限は、それぞれ、50%(大声あり)・100%(大声なし)とする

※感染防止安全計画では、イベント開催時の必要な感染防止策を着実に実行するため、イベントごとに具体的な感染防止策の内容を記載(参加人数が5,000人超であって収容率50%超のイベントを対象とし、イベント開催の2週間前までの提出)

※イベントの開催制限に係る詳しい内容については、道ホームページをご覧ください